

## 住宅用火災警報器及び家具転倒防止金具の 取付けを無料で行います

大府商工会議所住宅修繕相談事業専門部会では、火災警報器や家具転倒防止金具の取付けが困難な方のために器具の取付けを支援いたします。

1. 対 象 大府市内の住宅に限る
2. 受付期間 令和6年8月1日（木）～9月3日（火）まで
3. 施 工 日 令和6年9月14日（土）・15日（日）
4. 申込方法 申請書（様式1号）を大府商工会議所へ 持参又は郵送して下さい。（電話・FAXでの申し込みはできませんのでご了承下さい）
5. 実施業者 大府商工会議所住宅修繕相談員
6. そ の 他 基本的に設置する火災警報器については申込者様にご用意頂きますが、ご用意いただけない場合は実費負担（1器 3,500円程度）となります。

### 家具転倒防止金具・L字金具



最も家具を倒れにくくと言われるL字金具。

家具と壁をネジでとめます。

家具1台につき2箇所止めで3台まで無料施工！

## 住宅用火災警報器及び家具転倒防止金具取付け支援事業の注意事項

### 1. 申請書の記入

- ・連絡先については連絡の取れるものを記入してください。
- ・住宅が自己所有でない場合、家主の承諾が必要となります。

### 2. 申請受付期間

令和6年9月3日（火）まで

### 3. 申請書の提出先

大府商工会議所住宅修繕相談事業専門部会事務局へ申請書（様式1号）を提出して下さい。郵送での申請も可能です。

<郵送先>

〒474-8503

大府市中央町5-70 大府商工会議所

### 4. 取付けについて

- 大府商工会議所住宅修繕相談事業専門部会増改築相談員が器具の取付けを無料で行います。（1世帯各3箇所まで）
- 器具を予めご用意いただけない場合は火災警報器の実費負担が発生いたします。（火災警報器3,500円程度/1器）
- 設置場所の状況によってはご希望の場所に取付けできない場合もございますのでご了承ください。
- 取付けについては担当者と別途調整してください。取付時に家屋や家具が万が一損傷しても責任は負いかねますので、担当者と入念に打合せを行って下さい。
- 固定用金具の取付けは地震が発生した際の被害の軽減を図るものであり、家具等が万一地震により転倒し被害が発生しても大府商工会議所及び施工業者は、責任を負いません。

### 5. 実施団体

大府商工会議所住宅修繕相談事業専門部会

### 6. 問い合わせ先

大府商工会議所

住宅修繕相談事業専門部会担当

電話：0562-47-5000

住宅用火災警報器及び家具転倒防止金具取付け支援事業申請書

大府商工会議所  
住宅修繕相談事業専門部会長 様

別紙注意事項を承諾のうえ、下記のとおり申請いたします。

申請者

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

住所 \_\_\_\_\_

連絡先

電話 \_\_\_\_\_ (自宅・携帯)

連絡先は、平日に連絡が取れる番号をご記入ください。

1. 施工希望時間帯

希望する時間帯の番号を○で囲んでください。

9月14日(土) ①10時～12時 ②13時～15時

9月15日(日) ①10時～12時 ②13時～15時

2. 取付希望器具

取付をご希望の器具を○で囲んでください。

両方希望の方は①と②を囲んでください。

①住宅用火災警報器 ⇒ 設置数 \_\_\_\_\_ 火災警報器の有無 有・無

②家具転倒防止金具 ⇒ 設置数 \_\_\_\_\_ 金具の有無 有・無

3. 住宅所有形態 (該当する番号を○で囲んでください)

①自己所有 ②自己所有でない⇒ 4の家主等の承諾が必要となります。

4. 家主等の承諾

私が所有する家屋に住宅用火災警報器、家具転倒防止器具等を家屋に  
固定することを承諾します。

令和6年 月 日

(所有者) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

ご記入いただいた情報は、当事業に関する連絡に使用致します。